

令和7年度 第6回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	： 令和8年2月9日（月）午後2時から
場 所	： 宮城県行政庁舎11階 1101会議室（オンライン併用）
出席者	： 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和7年度第6回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。
本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。
続きまして、傍聴人について御報告いたします。本日、傍聴の方はおりません。

それではここからの進行は蒔苗委員長にお願いしたいと思います。蒔苗委員長よろしく御願
いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。
まず、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願
います。

事務局

※資料1、1-Aに基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新たな届出はな
いということですが、質疑はございますか。よろしいでしょうか。

蒔苗委員長

次に、クスリのアオキ佐沼店・セリア・ユニクロ佐沼店について事務局から報告事項という
ことで説明がありました。ご意見があればお願いします。

蒔苗委員長

開店時刻については変更して実施済みということですね。駐輪場等についてはこれからですか？

事務局

はい。8か月制限のある変更事項(廃棄物保管施設の容量変更)についてはこれからです。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。この件については報告事項ということで取り扱いたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】古川駅東商業施設(法第6条第1項)

蒔苗委員長

はじめに、「古川駅東商業施設」の届出概要について審議を行いますので、関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

馬場委員

開店時間と閉店時間ですが、24時間ということで間違いないでしょうか。そうであれば、駐車場も24時間オープンしているのかどうか教えてください。

設置者

はい。原則、24時間営業となりますので、駐車場の開放時間も同様に24時間となります。

馬場委員

古川駅に程近く利便性の高い位置のようですので、店舗利用者以外の方なども駐車する可能性や、鳴子温泉など少し遠方に行かれる方の駐車も危惧されるかと思いますが、そのあたりはどのように対応されますか。

設置者

駅が近いので周辺に大きなコインパーキングがあるのですが、もしかするとこっちだと無料なんじゃないかというお客様がいる可能性はございます。ですが、現状では特に制限を設けずにオープンし、従業員が定期的に見回って、あまり長時間同じところに同じ車両が駐車しているというのはおかしいので、そういったことがあまりにも多いようであれば、ゲート式を考えることを想定しています。駅の近い場所に施設を設置する場合、はじめからゲートをつけるよりも、開店後の様子を見ながらゲートをつけていくことが多いので、今回もそのような形を想定しています。

馬場委員

ゲート式を2番手と考えているということでしょうか。

設置者

はい。利用状況を見て、あくまで安全上必要だと、無断駐車が多いようであれば、ゲート式というものも考えざるを得ないという形になるかと思います。

馬場委員

はい。ありがとうございます。

蒔苗委員長

そのあたりは検討していただければよろしいかと思います。ほかにいかがでしょうか。

本郷委員

騒音について、現時点では、特に夜間の騒音レベル最大値が満たされていない、ただし、駐車場や更地のため影響は小さいということですが、駅近くで更地が再開発される可能性も、他の地域とは異なりかなり高いと思います。もし、再開発などで別な建物などが設置される場合にはご対応をお願いしたいと思いますが、その辺はいかが考えているかお聞かせください。

設置者

現状では、南側にコインパーキングの計画、それから添付図3で見ていただきますと、店舗の配置図の右下の方に更地と書いてあります。ここはまだ用途が未定ですので、今後、何が建つのかということ踏まえながらですが、マンションや戸建ての分譲ということになれば、今はメッシュフェンス等を想定していますが、目隠しの防音効果のあるフェンスに切り替えるなど、他の事業者様とのご相談になるかと思います。

本郷委員

ありがとうございます。状況に応じて対応いただけるとものと理解いたしました。

蒔苗委員長

関連して、C、D、E地点で超過しているかと思いますが、これは自動車騒音ではなくて店舗の騒音ということでしょうか。

設置者

E地点は自動車騒音ですが、騒音の予測の図面で見させていただきますと、D地点については、室外機が集中しているところですので、こちらについては機械音が出てしまいます。現状では、対向地が住居ではなくて普通のコインパーキングの用途で想定されているので、特に問題ないと申しますか、影響は低いだらうという判断をさせていただいています。将来的にもコインパーキングであるかどうかはわからないので、用途が、例えば住居に変わるというようなことがあれば、その都度のご相談になるかと思えます。

蒔苗委員長

それはもし住居になった場合は、フェンス等で対応できるということでしょうか。

設置者

集中して配置されているところですので、合成音になればもっと大きくなるはずですので、何かしらの対応は必要かと思えます。

蒔苗委員長

その場合は対応していただくということをお願いできればと思います。その他いかがでしょうか。

小林委員

先ほどのコインパーキングのところのフェンスの件ですが、77ページの図面の「壁-1」とあるところに、1.8メートルのメッシュフェンス新設と記載されていますが、これは今の話とは別でしょうか？

設置者

すみません。図面を見落としていました。ピンク色で示しているところですね。「壁-1」のところは防音効果のあるフェンスをかける形です。

小林委員

出入口3の方からずっとメッシュフェンスがあって、このピンクのところは壁を立ててメッシュフェンスを新設して、その先はメッシュフェンスということですか。

設置者

はい。ちょっとかぶって引き出し線が入っていますけれども、メッシュ状のものから目隠しになって、またメッシュに戻るという形です。

小林委員

わかりました。国道108号線沿いに2か所、側道側に1か所出入口を設置とのことですが、出入口に関しては、既存のものを少し東方向に移設ということですが、これは警察と事前協議を行って、この位置となったものなのかお聞かせください。もう一点、届出19のところの④ウの文言が抜けているのか書き残しなのか教えてください。

設置者

まず77ページの図面の方ですね。国道108号側の乗り入れ、2箇所ございました。出入口1については、今回の計画の出入口1のさらに東側の方に既存の乗り入れがございます。これは若干西の方に移設という形になります。出入口2については、出入口2の右手に、8メートル以上の大きな乗り入れがございまして、あまりにも大きすぎるというのと、交差点に近いというのもございますので、交差点から離れた位置にもう1箇所移設という形で、2箇所はそのまま、乗り入れの幅員等の規模を縮小させたという形になります。この形で関係機関との協議をさせていただいて、ご了解をいただいたの届出となっております。もう1つの質問、届出の19ページですが、これは本来消すべきところが残っていました。すいません。削除をお願いします。

小林委員

はい、ありがとうございました。

内田委員

資料2の1番最初のページに、駐車場の収容台数96台で、指針による必要数が163台ということで、指針だとかなり必要になるという形になるのですが、現状、この駐車マスが96台です。店舗の西側に雪置き場や従業員駐車場が割と余裕に取られているので、これは現状店舗の状況や周辺の交通状況などから96台分で十分ということでこのような配置で設定されているのでしょうか？

設置者

今回の必要台数は60台になりますので、お客様用として設置させていただいているのは5割増しの96台という形になりますので、お客様用としては余裕のある台数と考えています。雪置き場についても、山形や青森のような多雪地帯ではないのですが、大崎ということで、ある程度の雪は降りますので、今回はある程度の規模を設けさせていただきました。その中で残数をお客様用としておりますので、結果として5割増し程度のお客様用が残ったという形になります。

事務局

資料の2に記載の指針による必要台数について、163台と記載しておりますが、今、設置者の方からご説明のありましたとおり、指針による必要台数は60台となります。大変申し訳ありません。事務局側資料の誤りです。訂正いたします。

内田委員

承知しました。従業員駐車場24台とありますが、これも96台に含むのですか？

設置者

含まれていません。

内田委員

では、十分に余裕はあるということですね。

蒔苗委員長

先ほど事務局からの説明で、右折滞留長、交差点Bだと思いましたが、滞留長を超えているという話がありましたが、それについて補足してください。

設置者

はい。滞留長の計算上、全ての計算をしていますので、その結果として滞留長不足が1つのレーンで出ているものです。備考欄に記載のとおり、主たる来退店の経路とは完全に外れているところの右折滞留長でございますので、これは開店前、開店後見てもらうと分かるのですが、滞留長の長さが伸びていないというところでございます。一応、現況でも滞留長不足が出ているという意味合いで記載いたしました。

蒔苗委員長

はい、わかりました。出入口3は側道で一方通行になっているのでしょうか。

設置者

はい。古川駅の東側に高架の県道がございまして、その下側を側道がぐるっとU字で回転するような一方通行の道路になっています。

蒔苗委員長

事前にストリートビューで見たのですが、一方通行の標識が見当たらなかったの確認しました。

設置者

そうですね。高架を戻ってまた元に戻っていくような一方通行になっています。

蒔苗委員長

では、間違っ右に行かないように対策はされているということでしょうか。店舗の南側にも道路があって、南側へ抜けられるような気もするのですが、(来退店) 経路には含んでいませんか。

設置者:

含んでいません。幅員も狭く、今回は、敷地からその細い道路には接続していないので出口はなく、そちらの方に行くことは想定してないです。

蒔苗委員長

はい、わかりました。その他よろしいでしょうか。それでは、騒音関係、特に今の土地利用が変わった場合には検討してもらえればと思います。それでは、この件についてはこれで終了したいと思います。関係者の方は退席願います。ありがとうございました。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

蒔苗委員長

続いて、議題(3)大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について審議してまいります。

イ 【新設】(仮称) フレスコキクチ岩沼東店

蒔苗委員長

はじめに、「(仮称) フレスコキクチ岩沼東店」の意見案について、事務局から説明をお願い

します。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。この件について質問などございますか

県の意見はなしで、歩行者の安全確保や周辺道路の混雑緩和に留意願います、という附帯意見をつけるということにしていますが、よろしいでしょうか。説明会に参加した住民も多いということで、関心が高い、交通関係もかなり気にしているという状況はあるようでございます。

それでは、附帯意見で交通関係に関する意見を附すということで、この通り進めていただければと思います。

(4) 県の意見案の報告について

蒔苗委員長

続いて、議題(4)県の意見案の報告について審議してまいります。

イ 【変更】イオンタウン古川

蒔苗委員長

はじめに、「イオンタウン古川」の意見案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

蒔苗委員長

説明ありがとうございます。こちらは報告案件ということで、県の意見の報告ということで説明していただきました。県の意見としては「なし」ということで提案いただいておりますが、よろしいでしょうか。特に異論はないようですので、こちらの方「なし」ということで進めていただければと思います。

ロ 【変更】(仮称)クスリのアオキ角田梶賀店

蒔苗委員長

続きまして、ロ「(仮称)クスリのアオキ角田梶賀店」の意見案について事務局から説明願

います。

事務局

※資料5に基づき説明

蒔苗委員長

基本的には県の意見はなし、ということで、周辺環境が変わった場合には追加の騒音対策を講じる、という附帯意見をつけるということでよろしいでしょうか。

特に異論はないようですので、この通り進めていただければと思います。

(4) その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。それでは、「その他」ですが、議事について何かございますか。

蒔苗委員長

よろしいですね。それでは、これで本日の議事について終了いたします。進行を事務局にお返しします。

司会

蒔苗委員長、議事進行ありがとうございました。それでは、「3 その他」について、事務局から発言願います。

事務局

次回の専門委員会につきましては、来年度に開催する予定ですので、改めて日程調整などご連絡いたします。

司会

それでは、本日のご審議大変ありがとうございました。以上で、令和7年度第6回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。